

第4表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円

備考 1 期間及び限度額の欄には、年度ごとに当該年度の限度額を記載すること。ただし、その性質上年度ごとの限度額の明らかでないものは、その総額を記載することができること。
2 限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

第5表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	
計				

備考 1 起債の目的の欄には、地方債資金によって執行する事業の名称を記載すること。
2 利率の欄には、年利により記載すること。なお、利率見直し方式による借入れを行う場合は、文言で記載することができること。

歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分 (第十五条関係)

歳 入			歳 出		
都 道 府 県	市 町 村	目	都 道 府 県	市 町 村	目
1 都 (道府県) 税			1 市 (町村) 税		
1 道府県民税	1 市町村民税	1 個人割 2 法人割 3 子割	1 市町村民税	1 市町村民税	1 個人割 2 法人割
2 事業税	2 固定資産税	1 個人割 2 法人割	2 固定資産税	2 固定資産税	1 固定資産税 2 国有資産等所在市町村交付金及び納付金
3 地方消費税	3 軽自動車税	1 譲渡割 2 貨物割	3 軽自動車税	3 軽自動車税	1 環境性能割 2 種別割
4 不動産取得税	4 市町村たばこ税	1 不動産取得税	4 市町村たばこ税	4 市町村たばこ税	1 市町村たばこ税
5 道府県たばこ税	5 鉱産税	1 道府県たばこ税	5 鉱産税	5 鉱産税	1 鉱産税
6 ゴルフ場利用税	6 特別土地保有税	1 ゴルフ場利用税	6 特別土地保有税	6 特別土地保有税	1 特別土地保有税
7 軽油引取税	7 入湯税	1 軽油引取税	7 入湯税	7 入湯税	1 入湯税
8 自動車税	8 事業所税	1 環境性能割 2 種別割	8 事業所税	8 事業所税	1 事業所税
9 鉱区税	9 都市計画税	1 鉱区税	9 都市計画税	9 都市計画税	1 都市計画税
	10 水利地益税		10 水利地益税	10 水利地益税	

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 何々		千円
	1 何々	
	2 何々	
2 何々		
	1 何々	
	2 何々	
歳 入 合 計		

歳 出

款	項	金 額
1 何々		千円
	1 何々	
	2 何々	
2 何々		
	1 何々	
	2 何々	
歳 出 合 計		

第2表 継続費

款	項	事業名	総 額	年 度	年割額
1 何々	1 何々		千円		千円
2 何々	1 何々				

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金 額
1 何々	1 何々		千円
2 何々	1 何々		

備考 1 事業名の欄には、具体的な事業の名称を記載すること。
2 金額の欄には、当該事業に係る金額を記載すること。

予算の編製の様式 (第十四条関係)
何年度 (普通地方公共団体名) 一般会計予算
何年度 (普通地方公共団体名) の一般会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ何千円と定めらる。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(繰越明許費)
第2条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第212条第1項の規定による繰越明許費の経費の総額及び年割額は、「第2表 繰越明許費」による。
第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)
第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び償還額は、「第4表 債務負担行為」による。
(地方債)
第5条 地方自治法第208条第1項の規定により起債することができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。
(一時借入金)
第6条 地方自治法第209条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、何千円と定めらる。
第7条 地方自治法第209条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定めらる。
(1) 各項目に計上した給料、職員手当及び共済費 (賃金に係る共

済費を除く) に係る予算額は過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項目の間の流用
(2) 何々
何年何月何日 提出
(何部(道府県)知事)(何部(道府県)何市(町村)長) 氏 名
備考 1 特別会計に係る予算 (地方公営企業法等全部又は一部の適用を受ける事業に係るものを除く) は、この様式に準じて、これを調整すること。ただし、国民健康保険事業、介護保険事業及び農業共済事業に係る特別会計については、必要に応じ、この様式を変更することができること。
2 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じて、これを調整すること。

自治規則

地方自治法
施行規則

地方教育
行政法

農業委員会法

消防組織法

5 受託事業収入	1 何受託事業収入	5 受託事業収入	1 何受託事業収入
6 収益事業収入	1 宝くじ収入	6 収益事業収入	1 宝くじ収入
	2 何々		2 何々
7 利子割精算金収入	1 利子割精算金収入	7 雑 入	1 滞 納 処 分 費
			2 弁 償 金
8 雑 入	1 滞 納 処 分 費		3 違 約 金 及 び 延 納 利 息
	2 弁 償 金		4 小 切 手 未 払 資 金 組 入 れ
	3 違 約 金 及 び 延 納 利 息		5 雑 入
	4 小 切 手 未 払 資 金 組 入 れ		
	5 雑 入		
15 都(道府県)債	1 都(道府県)債	21 市(町村)債	1 市(町村)債
			1 土 木 債
			2 何 債

備考 1 航空機燃料譲与税法第1条の空港関係都道府県又は地方税法第485条の13第1項の規定の適用を受けることとなる都道府県にあつては、都道府県の欄の款の欄中「4 地方特例交付金」を「5 地方特例交付金」とし、以下順次1号ずつ繰り下げ、

3 地方譲与税	1 地方人特別譲与税	1 地方人特別譲与税	
	2 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税	を
	3 石油ガス譲与税	1 石油ガス譲与税	
	4 地方道路譲与税	1 地方道路譲与税	
3 地方譲与税	1 地方人特別譲与税	1 地方人特別譲与税	と
	2 地方揮発油譲与税	1 地方揮発油譲与税	
	3 石油ガス譲与税	1 石油ガス譲与税	
	4 地方道路譲与税	1 地方道路譲与税	
	5 航空機燃料譲与税	1 航空機燃料譲与税	
4 市町村たばこ税都道府県交付金	1 市町村たばこ税都道府県交付金	1 市町村たばこ税都道府県交付金	

すること。
2 特別とん譲与税法第1条の開港所在市町村、航空機燃料譲与税法第1条の空港関係市町村、道路法第7条第3項に規定する指定市、地方税法第103条に規定するゴルフ場所在市町村又は国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第1項

10 財産収入	1 財産運用収入	16 財産収入	1 都(道府県)負担金
	1 財産貸付収入		1 民生費都(道府県)負担金
	2 利子及び配当金		2 何費都(道府県)負担金
	2 財産売払収入		2 都(道府県)補助金
	1 不動産売払収入		1 土木費都(道府県)補助金
	2 物品売払収入		2 何費都(道府県)補助金
	3 生産物売払収入		3 委 託 金
			1 総務費委託金
			2 何費委託金
11 寄 附 金	1 寄 附 金	17 寄 附 金	1 財産運用収入
	1 一般寄附金		1 財産貸付収入
	2 何寄附金		2 利子及び配当金
12 繰 入 金	1 特別会計繰入金	18 繰 入 金	2 財産売払収入
	1 何特別会計繰入金		1 不動産売払収入
	2 基金繰入金		2 物品売払収入
	1 何基金繰入金		3 生産物売払収入
13 繰 越 金	1 繰 越 金	19 繰 越 金	1 寄 附 金
	1 繰 越 金		1 一般寄附金
14 諸 収 入	1 延滞金、加算金及び過料等	20 諸 収 入	2 何寄附金
	1 延滞金		1 特別会計繰入金
	2 加算金		1 何特別会計繰入金
	3 過 料		2 基金繰入金
	1 延滞金等		1 何基金繰入金
	2 都(道府県)預金利子		3 財産区繰入金
	1 都(道府県)預金利子		1 何財産区繰入金
	3 公営企業貸付金元利収入		1 繰 越 金
	1 何公営企業貸付金元利収入		1 繰 越 金
	4 貸付金元利収入		1 繰 越 金
	1 何貸付金元利収入		1 繰 越 金

自治則

地方自治法

地方教育

消防組織法

消防組織法

自治則

5	災 害 補 償 費	療 休 費 養 業 補 償 費 祭 料 恩 退 職 年 金	費 料 給 金	費 料 給 金	
6	恩 給 及 び 退 職 年 金	恩 退 職 年 金	普通恩給、増加恩給及び扶助料 退職年金、通算退職年金、公務傷病年金及び遺族年金		
7	賃 金				
8	報 償 費	報 賞 買 費 普 特	價 賜 上 旅 旅 費 費 費	金 金 金 金	報酬に掲げるもの以外のもの（謝礼金を含む。） 議員その他の非常勤職員の費用弁償及び関係人等に対する実費弁償
9	旅 費	報 賞 買 費 普 特	價 賜 上 旅 旅 費 費 費	金 金 金 金	
10	交 際 費				
11	需 用 費	消 耗 品 費	文 具、印 紙 等 類 一 度 使 用 後 其 の 効 用 を 失 っ た も の 及 び 数 会 計 年 度 に わ た り 使 用 さ れ る 物 品 で 備 品 の 程 度 に 至 ら ぬ 消 耗 器 材 暖 房、炊 事 等 の 庁 用 燃 料 及 び 自 動 車 用 燃 料 費	費 費 費 費	
		燃 食 印 刷 光 修	料 程 製 本 熱 水 繕 繕	費 費 費 費	
		賄 飼 医 通 保 広 手 筆 火 自 動 車	材 料 材 料 材 料 運 管 告 数 耕 翻 訳 保 險 損 害 保 險 料	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	電 氣、ガ ス、水 道 及 び 冷 暖 房 使 用 料 備 品 の 修 繕 若 し く は 備 品 又 は 船 舶、航 空 機 等 の 部 分 品 の 取 替 え の 費 用 及 び 家 屋 等 の 小 修 繕 で 工 事 請 負 費 に 至 ら ぬ も の 郵 便、電 信 電 話 料 及 び 運 搬 料 地 方 債 務 取 扱 手 数 料 筆 耕、翻 訳 及 び 運 記 料
12	役 務 費	賄 飼 医 通 保 広 手 筆 火 自 動 車	材 料 材 料 材 料 運 管 告 数 耕 翻 訳 保 險 損 害 保 險 料	費 費 費 費 費 費 費 費 費 費 費	
13	委 託 料		試 験、研 究 及 び 調 査 並 び に 映 画 等 製 作 委 託 料		
14	使 用 料 及 び 賃 借 料				
15	工 事 請 負 費	何 工 事 請 負 費	土 地、工 作 物 等 の 造 成 又 は 製 造 及 び 改 造 の 工 事 並 び に 工 作 物 等 の 移 転 及 び 除 却 の 工 事 等 に 要 する 経 費 で 契 約 に よ る も の		
16	原 材 料 費	工 事 材 料 費			
17	公 有 財 産 購 入 費	工 加 工 用 原 料 費			
18	備 品 購 入 費	權 利 購 入 費 土 地 購 入 費 家 屋 購 入 費 船 舶、航 空 機 等 購 入 費 庁 用 器 具 費 機 械 器 具 費 機 動 車 購 入 費	購 入 費 購 入 費 購 入 費 購 入 費 購 入 費 購 入 費 購 入 費		消 耗 品 以 外 の 動 物
19	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	補 助 金			
20	扶 助 費	交 活 扶 助 費			
21	貸 付 金				
22	補 償、補 填 及 び 賠 償 金	補 償 金 補 填 金 賠 償 金	欠 損 補 填 金 及 び 繰 上 充 用 金		

- 2 一般職の職員の給料、職員手当（退職手当を除く。）及び共済費は、※印を付している目に計上すること。
- 3 2にかかわらず、事業費支弁の一般職の職員の給料、職員手当（退職手当を除く。）及び共済費は、当該事業費の目に計上すること。
- 4 2にかかわらず、施設の一般職の職員に係る給料、職員手当（退職手当を除く。）及び共済費は当該施設の目に計上することができること。
- 5 特別会計に係る歳出予算の款項の区分及び目の区分については、普通地方公共団体の長が定めた区分によること。
- 6 地方税法第485条の13第1項の市町村にあつては、13 諸支出金の款中 2 公営企業貸付金の項の次に次のように項及び目を加えること。

3	市町村たばこ税都道府県交付金
1	市町村たばこ税都道府県交付金

歳入予算に係る節の区分（第十五条関係）

款の区分	節	
都（道府県）税、市（町村）税	1 現年課税分	
	2 滞納繰越分	
地方消費税清算金 地方譲与税 利子割交付金 配当割交付金 株式会社等譲渡所得割交付金 法人事業税交付金 地方消費税交付金 環境性能割交付金 地方特例交付金 地方交付税 交通安全対策特別交付金 繰入金 繰越金	目と同一とする。	
	その他の歳入科目	歳出予算の項の区分等に対応して普通地方公共団体の長が定めた節の区分による。

歳出予算に係る節の区分（第十五条関係）

節	説 明
1 報 酬	議 員 報 酬 委 員 報 酬 非 常 勤 職 員 報 酬 特 別 職 給
2 給 料	執 行 機 関 に 属 する 委 員 会 の 委 員 及 び 委 員（常 勤 の 者 を 除 く。）に 係 る 報 酬 其 の 他 の 非 常 勤 職 員 の 報 酬 知 事、副 知 事、市 町 村 長 及 び 副 市 町 村 長 並 び に 教 育 長、常 勤 の 監 査 委 員 及 び 人 事 委 員 会 の 常 勤 の 委 員 に 係 る 報 酬
3 職 員 手 当 等	一 般 職 給 扶 養 手 当 初 任 給 調 整 手 当 通 勤 手 当 特 殊 勤 務 手 当 特 地 勤 務 手 当 何 手 当 見 童 手 当
4 共 済 費	地 方 公 務 員 共 済 組 合 に 対 する 負 担 金 報 酬、給 料 及 び 賃 金 に 係 る 社 会 保 険 料

自治則

地方自治法
施行規程

地方教育

自治則

解説

諸収入は、地方債のほか、前記一〜三までの歳入に性質上区分されなかったものを計上する科目である。

(1) 延滞金・加算金及び過料

① 延滞金 地方税について納税額の更正・決定があった等の理由によって、その賦課した税額を変更する必要がある場合の不足税額、また一般の地方税で納期限後の納税額について徴収されるもので、地方税においては、延滞金の課される税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年一四・六パーセントの割合を乗じて計算した金額とされている。

② 加算金 地方税の申告の更正を受け又は修正申告をした場合、すなわち過少申告加算金及び不申告加算金では、当該更正による不足金額に過少申告については一〇〇分の五、不申告については一〇〇分の一〇の割合を乗じて計算されるもので、地方税法第七二条の四六の法人事業税、同法第九〇条のゴルフ場利用税等がある。またこの場合、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠べし、又は仮装し、かつそれに基づいて申告書等を提出したとき等においては重加算金が徴収される。

③ 過料 金銭罰の一種であるが、刑罰たる罰金及び科料と區別して、特に過料（行政罰）として徴収される。これには秩序罰としての過料すなわち戸籍法第一二〇条ノ第一二二条、地方税法第七三条の二〇の規定等、報告すべき事項について正当な理由なくして報告しなかった場合に科せられるものと、執行罰としての過料すなわち行政上の義務の履

四章 収入 三節 収入科目

二八七七

四章 収入 三節 収入科目

二八七八(一六〇)

行を強制するための手段として河川法第一〇八条、砂防法第三六条等、自治法第二二八条第二項、第三項の規定によって科せられるものがある。

(2) 都道府県及び市町村預金利息

地方公共団体の歳計現金及び歳入歳出外現金は、指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によって保管されなければならないとされているが、この場合指定金融機関等から収入される当該預金に係る当該地方公共団体の利息収入を計上する。

(3) 公営企業貸付金元利収入 地方公営企業法第一八条の二の規定により、地方公共団体は、予算の定めるところにより一般会計又は他の特別会計から、地方公営企業の特別会計に長期の貸付けをすることができるとされている。この規定によって、同法の財務規定の全部又は一部の適用をうける水道事業等の特別会計に貸し付けられた貸付金の元利償還金が計上される科目である。

(4) 貸付金元利収入 一般会計から地方公共団体以外の者に直接貸し出された資金の元利収入を計上する。

(5) 受託事業収入 これは国、他の地方公共団体その他の者から、委託工事を引き受けることに伴って収入されるものである。これには独立行政法人住宅金融支援機構法第一六条の規定等による資金の工事の審査、貸付けに関する調査事務等の委託経費として収入する委託金等の収納金も、この項にあげられる。

(6) 収益事業収入 専らその事業から生じる収益性にのみ着目し、当該事業については行政的效果は比較的希薄か、むしろ皆無といえるところの事業から生じた収益を一般会計に計上する場合の項、目及び節はこれによる。当該事業が特別会計をもって経理されているものについても、ここに計上される。

これには、地方公共団体に実施が許されている宝くじ事業、競輪事業、競馬事業及び競艇事業がある。

(7) 利子割精算金収入 利子割額の控除又は還付若しくは充当は、法人の本店所在地の都道府県で一括して行われる

c [財務四五九・六〇]

c [財務四五九・六〇]